

公 売



【検索による差押動産公売】

検索による差押動産を
期間入札にて公売します

国税務課 収納係 ☎65・1076

町税の滞納処分として、検索を執行し差し押さえた動産を公売により期間入札などの方法により換価し、滞納税に充当します。本町は検索により差押えた動産を期間入札により左記のとおり公売いたします。

【入札期間】 3月11日(月) ～ 3月15日(金)

9時～17時

【入札場所】 桂川町役場 税務課(3番窓口)

【参加資格・費用】

どなたでも参加することができます。ただし、国税徴収法第92条および第108条に該当する方は参加できません。参加費は無料です。

【注意事項】

- ・ 公売前に滞納税が完納となった場合には公売を中止します。
- ・ 電化製品等は、動作や品質を保証するものではありません。
- ・ ブランド名、作者名および陶磁器の名称などの記載は本物であることを保証するものではありません。
- ・ 出品物は未使用であっても中古扱いとします。経年劣化や汚れ、傷などがある物品もあります。
- ・ 落札者となった場合は、返品やキャンセルはできません。
- ・ 物品の発送はしません。桂川町役場で引き渡します。

詳しくはインターネットで

桂川町期間入札動産公売

検索

入札から売却までの流れ

3月11日(月)～3月15日(金)

税務課窓口(3番窓口)にてご希望の物品番号・金額・住所氏名・電話番号を記入します。

※最低見積価格以上、記入漏れのないようにお願いいたします。

3月18日(月)

9時～
桂川町役場 1F
住民相談室にて開札
(追加入札あり)
10時
売却決定。
落札者に電話連絡いたします。

3月25日(月)

17時までに代金納付。
納付場所は
桂川町役場税務課(3番窓口)
※代金・印鑑・本人確認書類を必ず持参ください。

代金納付後に物品を引き渡します。

お知らせ



新しい子ども医療証の送付
4月以降に使用できる
子ども医療証を送付します

国保環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

2019年4月以降に使用できる子ども医療証を、3月上旬に送付します。

【対象】次の①②いずれも満たす人

- ①平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの人
- ②有効期限が平成31年3月31日までの乳幼児医療証(子ども医療証)を持っている人

【新規申請】

桂川町子ども医療の対象で、子ども医療証を持っていない方はお問い合わせください

【その他】

○次に該当する人は子ども医療からの切り替えが必要で、詳しくはお問い合わせください

- (1)小学生以上で、重度障害者医療に該当する人
- (2)中学生以上で、ひとり親家庭等医療に該当する人

桂川町子ども医療	
子 医 療 証	
有効期間	
負担者番号	8 1 4 0 0 7 5 6
受給者番号	
住所	SAMPLE
受給者	
生年月日	
一部自己負担金	入院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
発行機関名及び印	福岡県 桂川町長
交付年月日	

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。
▲今回送付する子ども医療証。